

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域住民の広報活動の充実を図るため、通信機器等を導入する自治会に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、香芝市補助金等交付規則(平成11年規則第6号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、自治会の行う広報活動に関する事業のうち、別表に掲げる事業とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に係る経費のうち、別表に掲げる経費とする。ただし、この要綱の規定により既に補助金の交付を受けた事業のうち、デジタル機器及びソフトウェアの購入経費並びに回線工事等環境の整備に要する経費については、当該補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間は、補助対象経費としない。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業の実施に関し国、県等の公的補助金等を受けている場合は、補助対象経費から当該公的補助金等の額を差し引くものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表に掲げる額とする。ただし、補助対象事業ごとに算出された補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、補助金等交付申請書(規則第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、当該書類の添付を省略することができる。

(1) 事業計画書(規則第2号様式)

(2) 収支予算書(規則第3号様式)

(3) 見積書

(4) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象事業の終了後、速やかに補助事業等実績報告書(規則第6号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、当該書類の添付を省略することができる。

(1) 収支決算書(規則第7号様式)

(2) 通信機器等導入報告書(別記様式)

(3) 領収書等の写し

(4) 通信機器等の設置場所が分かる書類

(5) 通信機器等の設置状況が分かる写真

(6) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和5年10月10日から施行し、デジタル機器等を用いた通信環境の整備に関する事業に係る補助金については、同年4月1日から適用する。

(香芝市有線放送設置補助金交付要綱の廃止)

2 香芝市有線放送設置補助金交付要綱(平成11年4月1日施行)は、廃止する。

(香芝市無線放送施設設置補助金交付要綱の廃止)

3 香芝市無線放送施設設置補助金交付要綱(平成30年4月1日施行)は、廃止する。

(香芝市有線放送設置補助金交付要綱の廃止に伴う経過措置)

4 この要綱の施行による廃止前の香芝市有線放送設置補助金交付要綱の規定により交付すべき補助金については、なお従前の例による。

(香芝市無線放送施設設置補助金交付要綱の廃止に伴う経過措置)

5 この要綱の施行による廃止前の香芝市無線放送施設設置補助金交付要綱の規定により交付すべき補助金については、なお従前の例による。

(検討)

6 市長は、この要綱の施行後5年を目途として、この要綱の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

別表(第2条、第3条、第4条関係)

| 補助対象事業                   | 補助対象経費                                 | 補助金の額                                       |
|--------------------------|--|---|
| 有線放送施設の設置に関する事業          | 増幅器の購入経費                               | 購入額。ただし、1台当たり8万円を上限とする。                     |
|                          | 家庭取付用スピーカーの購入経費                        | 購入額。ただし、1台当たり3,000円を上限とする。                  |
|                          | トランペットスピーカーの購入経費                       | 購入額。ただし、1台当たり1万円を上限とする。                     |
|                          | ポール(口径100ミリメートル未満)の購入経費                | 購入額。ただし、1台当たり1万円を上限とする。                     |
|                          | ポール(口径100ミリメートル以上)の購入経費                | 購入額。ただし、1台当たり13,000円を上限とする。                 |
|                          | ポールの埋設工事に要する経費                         | 工事費。ただし、1基当たり2万円を上限とする。                     |
|                          | ポールの撤去に要する経費                           | 工事費。ただし、1基当たり5,000円を上限とする。                  |
| 無線放送施設の設置に関する事業          | 放送機器の購入経費                              | 補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額。ただし、1自治会当たり50万円を上限とする。 |
|                          | 受信機器の購入経費                              | 購入額。ただし、1台当たり3,000円を上限とする。                  |
| デジタル機器等を用いた通信環境の整備に関する事業 | デジタル機器及びソフトウェアの購入経費並びに回線工事等環境の整備に要する経費 | 補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額。ただし、1自治会当たり10万円を上限とする。 |
|                          | インターネット回線、アプリケーション及びウェブサービスの使用に要する経費   | 補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額。ただし、1自治会当たり5万円を上限とする。  |

## 別記様式 (第6条関係)

## 通信機器等導入報告書

| 実施事業            | 導入機器               | 設置(導入)数量 |
|-----------------|--------------------|----------|
| 有線放送施設の設置に関する事業 | 増幅器                | 台        |
|                 | 家庭取付用スピーカー         | 台        |
|                 | トランペットスピーカー        | 台        |
|                 | ポール(口径100ミリメートル未満) | 本        |
|                 | ポール(口径100ミリメートル以上) | 本        |
|                 | ポール埋設工事            | 基        |
|                 | ポールの撤去             | 基        |
| 無線放送施設の設置に関する事業 | 放送機器               | 台        |
|                 | 受信機器               | 台        |